（都市利便増進協定の軽微な変更）

第二十七条の三　法第七十二条の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他の都市利便増進協定の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

第二条　開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項第一号中「第十一条の七」を「第十一条の八」に改める。

別表令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物、令第七条第九号に掲げる器具及び令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第七条第六号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
令第七条第七号に掲げる施設	建築物	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額

令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
令第七条第十号に掲げる器具		占用面積一平方メートルにつき一年		
令第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		

別表の備考第七号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

附　則

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

告　示

○総務省告示第四百四十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年十月十九日

総務大臣　川端　達夫

財政再生計画書（平成23年度第２次（９月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

（１）　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）			財政再生計画を策定した年度（初年度）				平成22年度（第２年度）				平成23年度（第３年度）				平成24年度（第４年度）			
歳	入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額		歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額		歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額		歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	
１　地	方																		
	税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△	74,691	906,557	906,557	△	28,139	891,057	891,057	△	15,500	858,298	858,298	△	32,759